





## 第6章 会計

(会費等)

第13条 本会の経費は、会費等の収入をもって充てる。

- 2 会費の額は、部会総会において決定する。
- 3 会計処理については別途定める。
- 4 会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。ただし部会総会において中間報告を行う。

## 第7章 会則の変更

(会則の変更)

第14条 本会則は、部会総会の議決を経なければ変更することができない。

## 付 則

- 1 この会則は、令和2年4月1日から施行する。